

## 主な見直し事業(案)について

時代の変化に的確に対応し、より効率的に行政サービスを提供するため、平成 20 年度予算編成に当たり、「長野県行財政改革プラン」に基づき、すべての事業について県の果たすべき役割等を踏まえて見直しを行いました。

各部局で検討した結果は、別紙「主な見直し事業(案)」のとおりです。

見直し事業(案)に対するご意見・ご要望については、各担当課(各事業名の下にファックス・メールアドレスを記載してあります)へ、1月 18 日(金)までにお寄せください。

---

総務部 財政課  
担当:黒田 和彦・須藤 俊一  
電話:026-235-7039(直通)  
026-232-0111(内線 2052)  
FAX:026-235-7475  
E-mail:zaisei@pref.nagano.jp

平成19年(2007年)12月26日  
総務部財政課  
担当:黒田和彦 須藤俊一  
電話:026-235-7039(直通)  
026-232-0111(内線2052)  
FAX:026-235-7475  
E-mail zaisei@pref.nagano.jp

## 主 な 見 直 し 事 業 (案)

長 野 県  
平成19年(2007年)12月

## 主 な 見 直 し 事 業 一 覧

事業名	平成19年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
NPO活動振興資金利子補給事業 NPO活動推進課 FAX 026-232-2234 E-mail npo@pref.nagano.jp	110万5千円	廃止 <H20年度>	県内NPO法人の事業について安定・強化を図るため、金融機関がNPO法人に融資を行った場合に、当該金融機関に利子補給金を交付しています。	県内金融機関でNPO法人に対する独自の融資を行う金融機関が増加していることから、H20年度からの新規貸付に対する利子補給を廃止します。	金融機関に対してNPO法人への融資を依頼するとともに、NPO活動機会の拡大、団体間のネットワーク形成、マネジメント支援等の様々な施策を併せて実施し、NPOの活動を支援していきます。
中国帰国者愛心使者事業 地域福祉課 FAX 026-235-7485 E-mail chiiki-fukushi@pref.nagano.jp	9,612万円	縮小 <H20年度>	先の大戦の終戦時に、本人の意思に反して中国に残留を余儀なくされた中国帰国者に対し、日本での経済的基盤を十分築けなかったことに鑑みて、毎月3万円の給付金を支給しています。	本県が実施している中国帰国者に対する給付制度に関連する事業が国において創設されたため本事業の対象者の給付を見直します。	国の新たな支援策(老齢基礎年金の満額支給及び生活支援給付金等の給付)のうち年金の満額支給の対象とならない165歳未満の中国帰国者などに対しては、引き続き給付金の支給を行います。
高齢者・障害者にやさしい住宅改良促進事業補助金 地域福祉課 FAX 026-235-7485 E-mail chiiki-fukushi@pref.nagano.jp	1億2,450万円	縮小 <H20年度>	高齢者及び重度の障害者の生活環境を整備して、日常生活をできるだけ自力で行えるようにするとともに、家庭介護者の負担軽減を図るため、個人が行う浴室、台所等の整備又は改善に対して補助する市町村に助成しています。	高齢者や障害者ごとに異なっている利用者の負担割合を一律1割とします。また、介護保険給付などで20万円を限度に別途給付が受けられることから、補助限度額を90万円から70万円に引き下げます。	当事業や介護保険制度等により、引き続き、高齢者等の生活環境の整備に対し支援していきます。
希望の旅事業補助金 障害福祉課 FAX 026-234-2369 E-mail fukushi@pref.nagano.jp	450万円	廃止 <H20年度>	重度障害者とその介護者に、交流やふれあいの場、レクリエーションの機会等を提供する市町村社会福祉協議会に助成しています。	障害者の社会参加を支援する既存事業の「障害者余暇活動支援事業」を活用することとし、本事業は廃止します。	「障害者余暇活動支援事業」を活用して、障害者の社会参加を支援していきます。
家庭福祉相談事業 こども・家庭福祉課 FAX 026-235-7390 E-mail kodomo-katei@pref.nagano.jp	1,091万8千円	廃止 <H20年度>	郡福祉事務所(佐久、小県、長野を除く)に家庭相談員を配置し、子どもの養育上の諸問題に関する相談・指導を行っています。	児童福祉法改正により児童家庭相談について市町村が行うこととなったため、郡福祉事務所に配置している家庭相談員を廃止します。	児童相談所の相談機能を充実し、町村の後方支援や町村では対応が困難な専門的な相談に応じていきます。

事業名	平成19年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
福祉医療費給付事業補助金 (老人医療費給付事業)  医療政策課 国保・医療福祉室 FAX 026-235-7260 E-mail kokuho@pref.nagano.jp	1億1,219万4千円	廃止 <H20年度>	68・69歳の市町村民税非課税世帯者である高齢者の医療費の自己負担分について、市町村が行う療養の給付等に関する事業(福祉医療費給付事業)に要する経費に対し助成しています。	平成20年度から施行される後期高齢者医療制度において、対象者が70歳以上から75歳以上に改められるので、同制度との整合を図るため、本事業は廃止します。	高齢者の医療に対する支援については、国民健康保険や後期高齢者医療制度に対する支援を通じて取り組んでいきます。
保健所検診事業  健康づくり支援課 FAX 026-235-7170 E-mail kenko@pref.nagano.jp	177万5千円	廃止 <H20年度>	各保健所で毎月1～2回の指定日に県民を対象とした健康診断を実施しています。	就職・進学のための健康診断書の発行を目的とする検診受診者が全体の9割以上を占め、その数も減少しており、また公立病院や民間医療機関での受診機会が確保されているため、本事業は廃止します。	健康相談などを通じて、引き続き、県民の健康の保持、増進に取り組んでいきます。
水道施設災害復旧事業補助金  水環境課 FAX 026-235-7366 E-mail mizukankyo@pref.nagano.jp	275万9千円	縮小 <H20年度>	市町村が経営する水道事業に係る災害復旧事業に対して助成しています。	国庫補助対象となっている上水道施設、簡易水道施設、水道用水供給施設、飲料水供給施設に対する補助金を廃止します。	国庫補助対象外である簡易給水施設の災害復旧事業については、引き続き助成していきます。
地域食品ブランド化支援事業  ものづくり振興課 FAX 026-235-7197 E-mail mono@pref.nagano.jp	706万2千円	廃止 <H20年度>	県内の中小食品製造事業者が特産農産物等の地域資源を活用した機能性食品等高付加価値食品の開発や食品残渣のリサイクル試行に対して助成しています。	長野県地域産業活性化基金事業と趣旨が同じであるため、同事業を活用することとし、本事業は廃止します。	工業技術総合センターや中小企業振興センターなどの支援機関が効果的な連携を図りながら、長野県産業活性化基金事業を活用して支援していきます。
地域産業ブランド化支援事業  ものづくり振興課 FAX 026-235-7197 E-mail mono@pref.nagano.jp	306万2千円	廃止 <H20年度>	伝統工芸品を始めとした生活関連産業の産地組合、製造業者等が行う新商品開発、提案型販路開拓事業に対して助成しています。	長野県地域産業活性化基金事業と趣旨が同じであるため、同事業を活用することとし、本事業は廃止します。	工業技術総合センターや中小企業振興センターなどの支援機関が効果的な連携を図りながら、長野県産業活性化基金事業を活用して支援していきます。
技術専門校の職業訓練事業  雇用・人材育成課 FAX 026-235-7328 E-mail koyo@pref.nagano.jp	6億7,310万円	縮小 <H20年度>	県下7校の技術専門校において、新規学卒者、離転職者等に対して、就業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練を実施しています。(訓練実施に要する経費)	第8次長野県職業能力開発計画(H18～H22)の方針に基づき、事業の効率的、重点的实施を図るため、複数の校にまたがって設置されている訓練科を集約(統廃合)することによって、訓練経費の見直しを行います。	第8次長野県職業能力開発計画の方針に基づき、訓練科や訓練内容等を見直しながら、新規学卒者、離転職者に対し、ニーズに即した必要な職業訓練を実施していきます。

事業名	平成19年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
畜産経営支援事業 (畜産経営支援事業委託料)  畜産課 FAX 026-232-0764 E-mail chikusan@pref.nagano.jp	325万5千円	廃止 <H23年度>	経営改善を要する畜産農家の経営安定を図るため、畜産経営支援指導を行うとともに、(社)長野県畜産会に戸別農家の経営診断改善指導を委託しています。	(社)長野県畜産会に委託する戸別の経営診断改善指導については、効率的な事業実施を図るため、(社)長野県畜産会の自主事業へと誘導し、平成22年度をもって廃止します。	畜産農家に対する畜産経営支援指導については、引き続き実施していきます。
地域担い手育成支援事業  農村振興課 FAX 026-235-7483 E-mail noson@pref.nagano.jp	1,166万4千円	廃止 <H20年度>	地域農業を支える担い手育成と持続的な営農の仕組みづくりに向け、市町村営農支援センターの活動に対し助成しています。	認定農業者や集落営農組織育成に向けた支援は、他の事業において実施することとし、市町村営農支援センターへの助成は廃止します。	県、農業会議、JA中央会等で構成する長野県担い手育成総合支援協議会への助成を通じて活動を支援していきます。
森林整備技術者養成事業  林業振興課 FAX 026-235-7364 E-mail ringyo@pref.nagano.jp	219万5千円	廃止 <H22年度>	他産業から林業への参入を促進するため、森林整備に意欲を持つ県民を対象として、森林整備に必要な技術・知識を習得できる講座を開設しています。	受講者数の減少に伴い、開催場所を統合する等開催方法を見直し事業費を縮小するとともに、平成21年度をもって事業を廃止します。	平成22年度以降は引き続き「林業士等養成事業」等により森林整備分野への新規参入者の支援を継続します。
森のエネルギー推進事業  信州の木活用課 FAX 026-235-7364 E-mail wood-use@pref.nagano.jp	3,756万円	廃止 <H22年度>	県産材の利用と地球温暖化の防止による循環型社会の構築を目指し、ペレットストーブ・ペレットボイラーの導入を促進するため、市町村等が行う公共施設等への導入や個人や民間企業向けの助成事業に対し補助しています。	市町村が個人や民間企業向けに行うペレットストーブ・ペレットボイラー助成事業への補助を平成21年度までモデル事業として実施し、廃止します。	今後はペレットなどの木質バイオマス利用によるCO2の削減効果を定量的に評価する仕組みを研究し、地球温暖化防止に貢献する企業等との協働により木質バイオマスの普及を図ります。
信州ふるさとの住まいづくり支援事業  建築管理課 FAX 026-235-7479 E-mail kenchiku@pref.nagano.jp	1億2,806万5千円	縮小 <H20年度>	県産材を50%以上活用し、省エネ・バリアフリー等の一定の要件を満たした良質な住宅の建築主に対し、新築50万円、リフォーム25万円を助成しています。	本制度の導入に伴い県産材の住宅への利用者が増加し、流通量が拡大したことや、木材価格等の状況から、助成単価について新築50万円を40万円に、リフォーム25万円を20万円に引き下げます。	県産材活用促進のため、林務部等関係部局の施策とも連携しながら、引き続き実施していきます。
地震被害軽減対策補助金  建築管理課 FAX 026-235-7479 E-mail kenchiku@pref.nagano.jp	1,885万円	縮小 <H20年度>	大規模地震時、家具等が転倒することで人的な被害が発生することを防止するため、家具等の転倒防止器具を配付する主に地震強化地域の市町村に対し助成をしています。	最近の地震発生及び被害状況等を考慮し、対象を高齢者世帯等にすると見直しを行います。	高齢者世帯の家具転倒防止器具の設置を進めるため、高齢者を支援するNPO法人等と協働して適切な器具の取付方法の周知や設置を支援していきます。

事業名	平成19年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
<p>木曽路交通事故抑止対策事業</p> <p>交通企画課 FAX 026-232-1110 E-mail police-kaikei@pref.nagano.jp</p>	926万3千円	<p>廃止</p> <p>&lt;H20年度&gt;</p>	<p>国道19号(木曽路)に交通誘導や安全啓発活動等を行う交通安全対策車両を運行させて、交通事故の抑止を図っています。</p>	<p>交通事故死者数、件数とも漸次減少に転じ、一定の成果を得たため、県としての事業を廃止します。</p>	<p>警察として交通取締りを強化する一方で、市町村をはじめ関係機関との連携を図りながら、広報活動、交通規制の見直し、交通安全施設の整備等を推進し、引き続き交通事故の抑止を図っていきます。</p>
<p>保育対策等促進事業</p> <p>こども支援課 FAX 026-235-7490 E-mail kodomo-shien@pref.nagano.jp</p>	5億7,416万2千円	<p>縮小</p> <p>&lt;H20年度&gt;</p>	<p>子育て環境が変化する中、多様な保育ニーズに対応するため、一時保育・障害児保育等を実施する市町村に対して助成しています。</p>	<p>障害児受入のための保育士加配については、市町村に対する地方交付税措置が拡充されたことから廃止します。</p>	<p>今後も多様な保育ニーズに対応する事業を行う市町村へ支援を行っていきます。</p>